

令和2年度岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金貸付要綱

第1 目的

この制度は、県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）が、新型コロナウイルス感染症により事業活動に支障を来している場合に、事業を継続するために必要な資金を円滑に供給し、もって経営の安定に資することを目的とする。

第2 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第3 貸付対象者

県内に事業所を有する中小企業者のうち、次のいずれかの認定を受けたものとする。

- 1 信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。ただし、信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。）
- 2 信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定（ただし、信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証及び売上高等の減少を要因としないものを除く。）
- 3 信用保険法第2条第6項の規定による認定（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。ただし、信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。また、本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日付け20171023中庁第1号）を適用しないものとする。）

第4 取扱期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和2年5月1日から令和3年3月31日までに融資実行されたものとする。

第5 貸付の条件

- 1 資金の使途
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営安定のために必要な事業資金とする。
- 2 貸付限度額
1 企業につき6,000万円以内とする。
- 3 保証割合
(1) 第3の1及び3については、100%（全部保証）とする。
(2) 第3の2については、申込金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18・9・12中庁第2号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。
- 4 貸付期間及び保証期間
10年以内とする。ただし、5年以内の据置期間をおくことができる。
- 5 貸付利率
固定金利 年1.4%以内
なお、貸付から3年の間に生じる利子については、別途定める方法により県から取扱金融機関に対し補助する。
- 6 信用保証
岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は、貸付金額に対し0.85%とする。ただし、次の(1)及び(2)を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営

第 11 期中管理

取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、岩手県信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、報告について、令和2年12月31日までは当該報告を猶予することができる。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

第 12 借換えの特例と制限

- 1 借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次の(1)又は(2)の保証を責任共有制度の対象外（100%保証）となる本貸付における保証で借り換えることができるものとする。
 - (1) 令和2年1月29日以降から本貸付取扱い開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証
 - (2) 責任共有制度の対象となる本貸付の保証
- 2 次の(1)又は(2)に掲げる場合を除き、**他の金融機関扱いの本貸付の保証を本貸付の保証で借り換えることはできないものとする。**
 - (1) 責任共有制度の対象となる本貸付の保証を、責任共有制度対象外（100%保証）となる本貸付の保証で借り換える場合
 - (2) 法人代表者の連帯保証が付された本貸付の保証を、経営者保証免除対応を適用した本貸付の保証で借り換える場合

第 13 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わなかった場合は、貸付決定を取り消すことがある。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行し、令和2年6月18日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月24日から施行し、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和3年2月1日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から施行し、令和3年2月22日保証申込受付分から適用する。